

1 就業形態

(1) 被用者

会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住み込みの家事手伝い、日雇い、臨時雇い等、会社、団体、個人や官公庁に雇用されている人で、(5)でいう「役員」でない者。

(2) 自営業者（被用者のある業主）

個人経営の商店主、工場主、農業主等や開業医、弁護士、著述家、家政婦等で個人又は家族とだけで事業を営んでいる者。

(3) 自営業者（被用者のいない業主）

個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦等で個人又は家族とだけで事業を営んでいる者。

(4) 家族従事者

農家や個人商店等で、農仕事、店の仕事などを手伝っている者。

(5) 役員

会社の社長、取締役、監査役、団体の理事、監事、公団や事業団の総裁、理事、監事等の役員である者。

(6) 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている者。

(7) 学生

現在大学、専門学校等に在学している者。

(8) その他

現在、職業に就いていない者又は専業主婦等（学生を除く）。